

一般財団法人 中部圏地域創造ファンド（CCF）

生活困窮世帯や社会的孤立者への支援 ～明日をあきらめない～
オリエンテーション Q&A （2020年11月12日現在）

- ・2020年11月6日、Zoomで行われたオリエンテーション際のQ&Aを掲載します。
- ・当日お答えした内容に加え、後日いただいた関連する質問も踏まえて回答しています。
- ・個別にいただいたメールで皆さんに共通する内容も随時、公開していきます。
- ・回答の内容に追記・変更が加わる可能性があります。その部分は赤字で表記します。

◆本助成に関わる資料は、<https://blog.canpan.info/kyumin/>からダウンロードできます。
また、「**精算の手引き**」・「**契約書雛形**」をアップロードしましたので、ご覧ください。

1. 口座関連

Q1: 決済用の口座は、特に銀行の指定はないか？例えば、ろうきんでも問題ないか。

A: 金融機関についての指定はありません。決済用口座（利息の付かない口座）開設には時間がかかる場合があるので、早めの対応をお願いします。

当財団では、利子がつかない口座（決済用口座）を推奨しています。JANPIAの見解は「当該金融機関残高が一時的であっても1000万円を超える可能性があるときは、預金保険の全額保護の対象となる決済用預金（無利息預金）としてください。指定口座により生じた利息については、助成対象経費に充当してください。」というものです。

決済用口座の開設が難しい場合で、1000万円を超えないことが確実な団体は、各団体の判断の上、普通口座を開設し、指定口座とすることも可能です。ただし、必ず、この事業だけの専用口座にしてください。

2. 事業計画・資金計画精緻化

Q2-1: 実施にむけて、見直しをして契約締結を行うという事で、申請したものを訂正していけば良いという事か。

Q2-2: 資金計画の見直しを考えている。契約前にいくらぐらいの変更が認められるか。

A: 11/9(月)に事務局より全実行団体の皆さまに、「資金計画書」の見直し及び、新たに記入頂きたい「事業計画表」と「スケジュール表」の様式を送らせて頂いています。それらの様式を修正・記入、返信頂き、個別面談にて契約締結に向けて最終調整をさせて頂く次第です。

資金計画の見直しについては、個別に事務局とご相談ください。尚、内定助成額を上回る変更に関しては受け付けられません。

Q3: 計画と予算を精緻化する作業などにかかる人件費は計上できないということか？

A: 計上できません。助成の対象となるのは、契約締結日後にかかる経費です。例えば、月の途中で契約した場合、その月の人件費の内、締結日以降の勤務のみが対象になります。

Q4: 家賃を予算に計上したいが、どういう手続きが必要か？

A: 役職員の人件費、事務所家賃など、助成事業に使われたことを特定して示すことは難しいが、事業を行う上で一定程度負担が求められるものを意味する経費は管理的経費として計上ください。管理的経費は助成額の20%以内です。按分比、根拠を資金計画書備考欄に記載ください。また、家賃の金額がわかる書類、按分率の積算根拠を照会する場合があります。

Q5-1: 当団体にはホームページがないが、どう対応させていただくのがよいか？

Q5-2: ホームページ作成の費用は予算に入れることはできるか？

A: 実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規定を自団体のWEBサイトにて一般に公表することが求められますので、無い場合は、原則として作成していただく必要があります。WEBサイト作成の費用に関しては、本助成事業専用の場合は全額、他の事業も行っている場合、それらの事業費の総額を按分して資金計画書に記載ください。

Q6: 休眠預金助成システムアカウント開設は明日には難しい。月曜でもよいか？

A: 休眠預金助成システムアカウントに関しては、オリエンテーション後に当ファンドにお送り頂くユーザ情報を、当ファンドからJANPIAにお送りし、JANPIAがアカウント開設を行います。その後、JANPIAから実行団体の皆さまにパスワード設定のメールが届きます。そちらのメールが届き次第、24時間以内にパスワードを設定して頂いて、アカウント開設が完了となります。その後は、JANPIAの「休眠預金システム実行団体向け操作の手引き」に従い、団体情報をご入力ください。

3. 契約締結後

Q7 人件費の支払いは25日締めで月末払いで良いか？

A: 就業規則など各実行団体が準拠している基準に依ります。また、休眠会計からの支出は、休眠預金助成システムへ通帳のコピー、現金の入出金の動きをアップロードして頂きます。こちらは、月末締め、翌月中旬にご提出いただくことを想定しております。

Q8: 休眠預金の口座から本体の口座に移した場合、たとえば、給料30パーセントを移動した場合、本体ではそのお金は何費の扱いになりますか？

A: 各実行団体が通常使用している科目を使用してください。給与は、他の70%分もまとめて支給することになるので、休眠口座から一般口座への資金移動を行うことが適切だと思われます。

Q9: ミーティング日の変更の相談はいつさせていただけるか？

A: 第3・4月曜日、第3・4木曜日それぞれの日程で進捗状況等の協議をグループ面談でおこなうことに関しては、原則としてグループおよび曜日は固定となります。ご都合が付かない場合は個別に事務局にご相談ください。可能な限り対応させていただきます。